

財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第 号
国土交通省、環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十七年 月 日

財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
環境大臣 名

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

我が国では、生産・流通段階において消費者の過度な鮮度志向等の要因により大量に食品が廃棄され、消費段階において大量の食べ残しが発生していた。このようにして生じた食品廃棄物等の大部分は、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されていた。一方で、最終処分場の残余容量のひっ迫等の廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた。このような状況の中で、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ることを目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。その後、重量ベースで見た我が国食品産業全体の食品循環資源の再生利用等の実施率（以下単に「実施率」という。）は、平成十三年度の三十七パーセントから平成十七年度の五十二パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められたものの、一部の業種から発生する食品循環資源については、依然として十分に再生利用等がなされず、大量に、かつ、単純に焼却処理されていたことから、食品循環資源の再生利用等を促進するための食品関連事業者に対する指導の強化と再生利用等の取組の円滑化を目的として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。

改正法の施行状況を見ると、我が国の食品産業全体の実施率は、平成二十年度の七十九パーセントが

ら平成二十五年度の八十五パーセントへと着実に向上し、一定の成果が認められるものの、食品廃棄物等の分別の困難性等から食品流通の川下にいくほど低下（食品製造業で九十五パーセント、食品卸売業で五十八パーセント、食品小売業で四十五パーセント、外食産業で二十五パーセント）しているため、食品流通の川下における食品循環資源の再生利用等を促進する必要がある。また、我が国は、平成二十五年度における供給熱量ベースの食料自給率が三十九パーセント、飼料自給率が二十六パーセントと、食料及び生産資材の多くを海外からの輸入に頼りながら、家庭から発生するものも含めて依然として年間約千七百万トンの食品廃棄物を発生させており、このうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が約五百万トンないし八百万トンあると推計されているほか、平成十九年度の発生原単位を基準とした食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制率は、平成二十五年度で十一パーセントにとどまっていることから、更なる食品廃棄物等の発生の抑制の促進が必要である。

この基本方針は、このような認識の下に、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品廃棄物等の発生の抑制に優先的に取り組んだ上で、食品循環資源について再生利用、これが困難な場合には熱回収を行い、やむを得ず廃棄処分を行う食品廃棄物等は減量を推進し、もって環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要である。

このため、食品産業の特性、特定肥飼料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講じ、食品循環資源の再生利用等の促進を図るものとする。

2 関係者の取組の方向

食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、次に掲げる関係者それぞれが、適切な役割分担の下で連携しつつ、積極的に参加することが必要である。

イ 食品関連事業者

食品関連事業者は、その事業活動に伴い食品廃棄物等を排出する者として、食品循環資源の再生利

用等の促進に当たつての主導的な役割を担う責務があり、二に示す業種別の目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第四号。以下「判断基準省令」という。）に従つて、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むものとする。

また、食品関連事業者は、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等（農畜水産物を原料又は材料として製造又は加工された食品等を含む。以下同じ。）を利用することにより、農林漁業者等との安定的な取引関係を確立し、地産地消や地域における食品の資源循環の環の構築に努めるものとする。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等

食品関連事業者から委託を受け、又は食品循環資源を譲渡されて再生利用事業を実施する者（以下「再生利用事業者」という。）は、食品関連事業者と特定肥飼料等の利用者である農林漁業者等とを結ぶ立場にある。このため、再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な

情報を食品関連事業者に伝えるとともに、利用者のニーズに適合する品質及び量の特定肥飼料等の製造を行うよう努めるものとする。その際には、再生利用事業の実施に伴い生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。なお、農林漁業者等が再生利用事業者となつて再生利用事業を実施する場合についても同様とする。

農林漁業者等は、食品循環資源の再生利用の取組について理解を深めるとともに、飼料自給率の向上、環境保全型農業の推進、地球温暖化の防止等に寄与する観点から、特定肥飼料等の一層の利用に努めるものとする。

八 消費者

家庭から排出される食品廃棄物の量は、食品廃棄物全体の排出量の約六割と大きな割合を占めている。また、消費者が食品循環資源の再生利用等に資する商品を選択することにより、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進に一層の効果が期待できることから、食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、消費者の行動変革が重要である。このため、消費者は、自らの食生活に起因する環境への負荷に対する理解を深め、食品を購入・消費する各場面において食品廃棄物等の発生

の抑制に努めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等についての積極的な取組への理解を深め、その取組への協力に努めるものとする。

二 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者

学校給食用調理施設、直営の社員食堂等において自ら食品廃棄物等を発生させる者、百貨店業を営む者、ビルの所有者等テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等の食品関連事業者以外の者においても、イの食品関連事業者の取組に準じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

ホ 国

国は、食品関連事業者に対する指導、勧告等の法に基づく措置を適確に実施するとともに、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保に努めるものとする。また、国と地方公共団体との連携を図り、地方公共団体間の連携を支援するとともに、地方公共団体に対し、地域における食品循環資源の再生利用等を促進する上での参考となる事項等を示すものとする。

へ 地方公共団体

地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等についても同様に、市町村が中心となって、その促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則にのっとり、まず、食品廃棄物等の発生ができるだけ抑制されなければならない。次に、食品循環資源については、製品の原材料としての再生利用を進め、再生利用が困難な場合であって、一定以上の効率でエネルギーを得ることがで

きるときに限り、熱回収を行うものとする。さらに、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等については、減量を行い、廃棄処分される食品廃棄物等の量を減少させるとともに、その後の廃棄処分の実施を容易にするものとする。ただし、この優先順位によらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、この限りでない。

各手法の実施に当たつての基本的方向は、次のとおりである。

イ 発生の抑制

第一に、食品廃棄物等の発生の抑制を最優先することが重要である。特に、散在する事業所から少量ずつ排出されることの多い食品廃棄物等について再生利用、熱回収又は減量を行うことは技術的・経済的・エネルギー的に制約が多いことから、発生の抑制が有効かつ重要である。このため、食品関連事業者においては、判断基準省令に従つた取組を行うことはもとより、業種の特性や取引・販売の実態等も考慮し、食品廃棄物等の発生の抑制に向けた取組を行うものとする。

なお、製造・加工段階での食品廃棄物等の発生を抑制するため原材料を海外で製造された食材等に切り換えることは、食品廃棄物等の発生場所を単に海外に移転しただけに過ぎず、国際的視点からは

、食品廃棄物等の発生の抑制や食品に係る資源の有効な利用につながるものではない点に留意する必要がある。

□ 再生利用

第二に、食品循環資源については、特定肥飼料等の需給の動向等を踏まえ、可能な限り再生利用を進めることが必要である。

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、判断基準省令に従った取組を行うことはもとより、自らが発生させる食品廃棄物等の量及び組成並びに特定肥飼料等の原材料としての需要等を十分に把握した上で、適切な再生利用の手法を選択する必要がある。

(1) 飼料化

飼料化については、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であるのみならず、飼料自給率の向上にも寄与するとともに、輸入飼料に比べて安定した価格で流通するため畜産物の安定生産に資することから、優先的に選択することが重要である。特に、受け皿である畜産農家が多く存在する地域にあっては、家畜排せつ物由来の堆肥との競合を避ける観点

からも、飼料化を促進するよう努めるものとする。なお、飼料化のうちペットフードの製造については、今般、判断基準省令を改正し、ペットフードの製造を行う際の基準として、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号。以下「ペットフード安全法」という。）に基づく基準及び規格に適合させることを規定したところである。

(2) 肥料化

飼料化が困難な場合には、可能な限り肥料化（食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含む。以下同じ。）を行うことが重要である。肥料化については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）第四条に基づく農業者（エコファーマー）の認定や環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の普及により、引き続き再生利用製品である肥料の一定の需要が見込まれることから、地域や市場における有機質肥料の需給状況等を十分に踏まえつつ、利用先の確保を前提とした上で実行していく必要がある。

なお、肥料化に当たり、原料に汚泥を使用した場合には、汚泥肥料に該当するため、普通肥料と

して肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の登録を受ける必要があることに留意しなければならぬ。また、汚泥肥料中の重金属について、その適正な管理を推進するための「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成二十二年八月農林水産省作成）や、堆肥生産の際に有害微生物を増加させることなく適正に生産するための「野菜の衛生管理指針」（平成二十三年六月農林水産省作成）を踏まえ、肥料化に取り組むことが必要である。

(3) 飼料化及び肥料化以外の再生利用

飼料化及び肥料化が困難な場合には、飼料化及び肥料化以外のメタン化等の再生利用を行うことが重要である。

炭化の過程を経て燃料及び還元剤を製造することについては、化石燃料の代替品としての需要が主と見込まれるため、地球温暖化防止の観点から取組を促進することが重要である。

油脂化及び油脂製品化については、多くが飼料添加用油脂や脂肪酸原料として有効活用が図られてきたほか、廃食用油をバイオディーゼル燃料として有効活用する取組が進んでいる。また、エタノール化についても、バイオ燃料として有効活用する取組が見られるところである。これらの取組

は、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減に寄与しているところである。

メタン化については、その利用が二酸化炭素の増加を招かないことから地球温暖化の防止に寄与するものである。また、メタンが発電に利用でき、食品廃棄物等が大量に発生するものの肥料や飼料の消費が少ない都市部においても需要があることから、飼料化及び肥料化が困難な地域における再生利用の受け皿として有効であるため、取組を促進していく必要がある。

これらの再生利用を行う場合は、事業の採算性や処理残さの適正な処理に配慮した上で、取組を行う必要がある。

今後、食品循環資源の再生利用を一層促進するため、国は、食品循環資源の再生利用手法について、技術の進歩や社会情勢の変化に合わせて、きのこ菌床、工業製品等を含めて幅広く検討を行い、製品の品質を確保できる技術が確立され、一定の需要が確実に見込まれ、不適正な処理がなされるおそれが少ない等の一定の条件に適合する場合には、新たな再生利用の手法を追加していくものとする。

なお、これらの食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、特定肥飼料等の品質及び安全性の

確保が不可欠である。このため、国及び地方公共団体は、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）、ペットフード安全法等関係法令の適正な運用を行うものとする。特に、飼料安全法に規定する飼料の製造に際しては、農林水産省において、「飼料安全法に基づく遵守事項を整理した食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン」（平成十八年八月三十日付け一八消安第六〇七四号農林水産省消費・安全局長通知）を定めていることから、この内容を踏まえた飼料化に取り組むことが求められている。当該ガイドラインに記載されている内容は、製品の品質を確保する観点から、他の再生利用の手法にも十分通用するものであることから、これが広く活用されることが望ましい。

また、食品循環資源は、腐敗しやすいという特性を有するものが多いことから、再生利用の実施に当たっては、生活環境の保全上の支障が生じないように、悪臭、水質の汚濁その他の公害の防止に関する関係法令も遵守しなければならない。

八 熱回収

第三に、食品循環資源について、再生利用を実施することができない場合は、熱回収により、有効

な利用を図ることが重要である。

バイオマスである食品循環資源の焼却熱の利用についても、化石燃料の使用量の削減とそれに伴う二酸化炭素の排出量の削減につながり、地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、改正法において、一定の要件を満たす場合に限り、食品循環資源の焼却によって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用する熱回収を行うことが再生利用等の一環として位置付けられている。

しかし、熱回収の要件に合致していると考えられる場合であっても、食品関連事業者において熱回収の実施が十分に検討されていないときがあることから、国は、熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ、食品関連事業者に対し適切な情報提供を図るものとし、食品関連事業者は、制度の適正な活用を図るものとする。

二 減量

第四に、再生利用又は熱回収ができない食品廃棄物等については、腐敗しやすいという特性に鑑み、食品関連事業者が自ら脱水、乾燥、発酵又は炭化を実施することにより、廃棄処分される食品廃棄物等の重量を減少させ、その後の廃棄処分を容易にするとともに、これらの食品廃棄物等の減量を行

う場合には、減量装置等の排水の適正処理、臭気の漏れの防止等生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、実施率に換算するものとし、平成三十一年度までに、食品製造業にあつては全体で九十五パーセント、食品卸売業にあつては全体で七十パーセント、食品小売業にあつては全体で五十五パーセント、外食産業にあつては全体で五十パーセントに、それぞれ向上させることを目標とする。また、この食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するために、判断基準省令では、毎年度、食品関連事業者の当該年度における実施率が食品関連事業者ごとに設定された当該年度の基準実施率を上回ることを求めているところである。これらの食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによつて達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつそれぞれ積極的な役割を果たすことが重要である。

国は、この目標の達成状況を把握するため、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない食品関連事業者

も含めて食品循環資源の再生利用等の実施状況の把握に努めるものとする。

なお、この目標は、その達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標の達成に向け、食品循環資源の再生利用等を促進していくため、次のような措置を講ずるものとする。

1 食品関連事業者の取組の促進

イ 定期報告制度の運用

国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを、業種・業態ごとに整理し、公表すること等を通じて、食品循環資源の再生利用等に関する食品関連事業者の意識の向上とその取組の促進を図るものとする。

また、先進的な取組を行っている食品廃棄物等多量発生事業者であつて定期報告の内容の公表に同意するものについて、その事業者名、発生原単位及び取組の一覧を国において公表することにより、食品関連事業者の積極的な取組・努力に対する消費者の理解の醸成を図るものとする。

さらに、地域における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するために、食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県別にも報告することとし、国はこれらを整理した上で公表するものとする。

国は、定期報告等の結果により、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保する必要があると認められるときは、食品関連事業者に対して指導、助言等を行うものとする。

ロ フランチャイズチェーン等における取組

食品廃棄物等多量発生事業者が本部事業者として経営するフランチャイズチェーンについては、本部事業者に対し加盟者の取組を含めた定期報告が求められていることに鑑み、フランチャイズチェーン全体の取組が遅れている場合には、国は、当該本部事業者に対して指導及び助言を行い、必要に応じ勧告及び命令を行うものとする。

また、食品廃棄物等多量発生事業者に該当しないフランチャイズチェーン、ボランティアチェーン等については、本部事業者が加盟者に食品循環資源の再生利用等の促進を要請すること、加盟者が本

部事業者が実施する食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に協力すること等により、チェーン全体での取組が促進されるよう努めるものとする。

八 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者についても、判断基準省令に即した取組が求められているところであるが、これらは中小規模の食品関連事業者が多いことから、他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用等の委託先を共通にすることで収集運搬等の効率を高め、食品循環資源の再生利用等の費用の削減に努めることが有効であり、これらの食品関連事業者は、このような取組の検討が必要である。また、関係する地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等を促進する観点から、このような取組が地域の実情に応じて行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 発生抑制の推進

イ 発生抑制に関する目標

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が判断基準省令第三条第二項の規定に基づき主務大

臣が定める基準発生原単位以下になるよう努めるものとし、また、同項の規定に基づき主務大臣が定める期間（目標期間）内に食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位を下回った場合であっても、引き続き、当該発生原単位を維持し、又は低減させるよう努めるものとする。基準発生原単位が設定されていない食品関連事業者においても、自主的な努力により発生原単位の減少に努めるものとする。

さらに、国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、食品ロスの削減に係る取組の効果を数値化すること等により国民に対して幅広くその取組の実施を働きかけるよう努めるものとする。

また、国は、食品廃棄物等の実態把握が不十分なため、現段階では基準発生原単位の設定が困難等と整理された業種について、食品廃棄物等のうち可食部及び不可食部の量的把握を行い、食品廃棄物等の発生抑制に関する目標の設定その他の食品廃棄物等の発生抑制の促進のための方策を検討するものとする。

ロ 官民を挙げた食品ロスの削減の促進

食品ロスは、食品流通段階における梱包資材の破損等による規格外品の発生、需要予測がずれることによる売れ残り、必要量以上の購入による家庭での廃棄等の様々な要因により発生する。また、食

品小売業者への納品期限を製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や賞味期限を必要以上に短く設定するといった商慣習も食品ロスの発生の要因の一つとされるほか、家庭における賞味期限への理解不足、過度な鮮度志向等も要因として指摘されている。

このため、個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難しい商慣習の見直しも含めて効果的に食品ロスを削減するため、食品ロスの削減に関わる国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程（以下「フードチェーン」という。）全体で食品ロス削減国民運動を展開し、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）や食品表示法（平成二十五年法律第七十号）等の関係法令を遵守しつつ、食品ロスの削減に努めるものとする。

具体的には、次に掲げる者が中心となって、それぞれ次に定める取組を関係者と連携して実施するよう努めるものとする。

- (1) 食品製造業者 賞味期限の延長及び年月表示化、食品原料のより無駄のない利用、消費実態に合わせた容量の適正化、鮮度保持等による製造工程及び輸送行程における食品ロスの削減等の取組

- (2) 食品小売業者 食品ロスの削減に向けた消費者とのコミュニケーション、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等の取組
- (3) 外食事業者 高齢者、女性等の消費実態に合わせたメニューの開発や提供する料理の量の調整、地方公共団体と連携した食べ切り運動の推進、消費者との食中毒等の食品事故が発生するリスク等に関する合意を前提とした食べ残した料理を持ち帰るための容器（ドギーバッグ）の導入等の取組
- (4) 食品関連事業者 飲料及び製造日から賞味期限までの期間が百八十日以上菓子その他の食品ロスの削減の余地が認められる食品についての納品期限の緩和、梱包資材の破損等により通常の販売が困難となった食品を食品関連事業者から引き取って福祉施設等に無償で提供する活動（フードバンク活動）の積極的な活用、自らの取組に関する情報を適切に提供することによる消費者の理解の促進等の取組
- (5) 消費者 食品ロスの実態への認識の深化、賞味期限等への正しい理解、過度な鮮度志向の改善、量り売りの利用等の食品ロスの削減に資する購買行動、調理の工夫等による家庭での食品の食べ切り・使い切り、外食における適量な注文、食べ残しの削減等の取組

(6) 地方公共団体 地域における食品ロスの削減の取組を促進するための地域の住民や食品関連事業者に対する普及啓発等の取組

(7) 国 納品期限の緩和を始めフードチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習の見直しに向けた取組の促進、食品ロスの削減に向けた普及啓発等の推進、地方公共団体が中心となった食品ロスの削減に向けた取組を促進するために必要な措置の実施等の取組

3 登録再生利用事業者の育成・確保と登録再生利用事業者による食品廃棄物等の適正な処理の促進

登録再生利用事業者は、平成二十六年末時点で百七十六にまで増加し、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきたところであるが、登録再生利用事業者が存在せず、又は非常に少ない地域もあることから、国は、こうした地域を中心に再生利用事業者に対する登録再生利用事業者制度の普及啓発を行うものとする。

一方、登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準に特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律

第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国が法に基づく報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消し等の措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化していくものとする。

このほか、国及び地方公共団体は、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託又は食品循環資源の譲渡に当たって、その委託先又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努めるものとする。

4 再生利用事業計画認定制度等の推進

法第十九条第一項の認定を受けた再生利用事業計画（以下「認定計画」という。）の数は、平成二十六年年度末時点で五十三件にまで増加しているが、認定計画に基づく食品の資源循環の環（以下「リサイクルループ」という。）は、再生利用のあるべき姿の一つとして、その構築を一層推進していく必要がある。

このため、国にあっては食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等のマッチングを強化することによって、地方公共団体にあってはリサイクルループに対する更なる理解の促進等を通じて主体間

の連携を促すことによつて、地域における多様なリサイクルループの形成を促進するものとする。また、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等は、リサイクルループの構築のみならず、地域における多様な食品の資源循環の環に係る取組についても、これを促進するよう努めるものとする。

消費者は、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組に対する理解を深めるとともに、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組により生産された農畜水産物等の積極的な購入やこれを用いたメニューの注文、再生利用によつて製造された肥料の利用等により、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていくよう努めるものとする。

また、国は、リサイクルループの取組により生産された農畜水産物等の量等の認定計画の実施状況の把握を行つていくものとする。

5 施設整備の促進

食品循環資源の再生利用等を促進するためには、再生利用施設の整備を促進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。再生利用施設の整備の促進に当たっては、再生利用に係るコスト負担が重く、取組が低迷する傾向にある食品流通の川下の食品関連事業者の取組を促進する

ため、PFI事業を含め、市町村が設置する一般廃棄物処理施設での飼料化、肥料化、メタン化等の再生利用等を推進することも選択肢と考えられることから、地域の実情に応じた意欲的な取組を行う市町村に対しては、資源の循環利用やバイオマスの有効活用の観点から、家庭から排出された食品廃棄物も含めた再生利用施設やエネルギー利用施設の整備及び既存施設の有効活用に対する支援を行っていく必要がある。また、再生利用施設の整備を検討する際には、必要に応じて、食品循環資源以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮することも有効である。

また、食品循環資源の再生利用等を促進するために、国は、民間事業者が設置する再生利用施設の整備についても支援を行っていく必要がある。

6 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質のため飼料化等が難しいこと、民間の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられている。

地域における食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されていることから、これまで再生利用等が進んでいない食品流通の川下を中心とする食品循環資源の再生利用等を促進する観点からも、地域における農林漁業者等を含む再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進するものとする。

市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。また、市町村における一般廃棄物の処理料金については、環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい。市町村は、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（3R）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進するものとする。

都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自らが実施する循環型社会形成推進に係る施策にお

いて食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図るものとする。

国は、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明・意見交換を随時行うほか、地域における食品循環資源の再生利用等の推進、法に基づく取組への一層の積極的な対応を促すものとする。特に、リサイクルループの範囲内においては再生利用製品である特定肥飼料等の確実な利用が見込まれることから、国は、地方公共団体に対して、リサイクルループの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定計画に沿って円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含め、必要な周知を行うものとする。

また、国は、地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、都道府県及び市町村の廃棄物処理法上の役割分担を踏まえながら、必要に応じて地方公共団体に対して廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うなど、地方公共団体との連携の強化に努めるものとする。

7 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等については、地域の実情に応じて、近隣地方公共団体とも連携しつつ市町村が中心となった取組が各地で実施されている。

国は、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、市町村の果たすべき役割を改めて周知し、消費者による発生抑制の促進や市町村による再生利用施設の整備に対する支援等を行うとともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図るものとする。

消費者は、2口5)に示した食品ロスの削減の取組を実施するよう努めるとともに、食品を廃棄する際には生ごみの水切り等により食品廃棄物の減量に努めるものとする。

8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

食品循環資源の再生利用等を促進するため、国は、特定肥飼料等の製造の技術的支援と併せて、肥料については、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした肥料を認証する仕組み及び当該肥料を利用した農産物や当該農産物を使用した加工食品を普及する仕組み（食品リサイクル製品認証・普及制度）を広く普及するものとする。また、飼料については、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした飼料（以下「エコフィード」という。）を認証する仕組み（エコフィード認証制度）及びエコフィードを給与した家畜から得られた畜産物や当該畜産物を使用

した加工食品を認証する仕組み（エコフイード利用畜産物認証制度）を広く普及啓発するものとする。
さらに、先進的に食品循環資源の再生利用等に取り組み優良な食品関連事業者に対して表彰を行い、その取組を評価するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を促進するものとする。

9 研究開発の促進

食品循環資源の再生利用等を一層促進していくためには、経済性及び効率性に優れた技術の開発及び普及が不可欠である。

このため、国は、これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑制を始めとする広範な国民の協

力が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点も取り入れた環境教育・環境学習、広報活動及び消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示に関する正しい理解を促すものとする。

さらに、食品循環資源の再生利用等に積極的な食品関連事業者が提供する農畜水産物や食品の購入又は当該食品関連事業者の店舗の積極的な利用等の食品関連事業者の取組の支援につながる消費行動の推進、食品廃棄物をなるべく出さない調理方法や献立の普及、食品循環資源の再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及及び「もったいない」という意識の醸成を図るものとする。

また、このような意識の醸成を図る上で、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進することが重要であるため、学校における食育の一環として、学校給食等から排出される食品循環資源の肥料等への活用等の取組を通じて、子どもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努める

ものとする。

さらに、食品関連事業者は、自らの食品循環資源の再生利用等の取組を、自社のホームページや環境報告書、店頭での掲示等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとする。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

食品循環資源の再生利用等の促進については、循環型社会の形成推進の効果のみならず、環境教育・環境学習や食育の推進のほか、地域活性化やバイオマスの利活用、食料自給率及び飼料自給率の向上、有機農業の推進等、関連する多様な政策目的の達成にも資するものである。このことを踏まえ、関係主体が連携を強化し、食品循環資源の再生利用等に関する施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要である。